

日本産業衛生学会 産業衛生技術部会

個人ばく露測定に関する委員会 第7回委員会議事要旨

日時・場所：2013年8月23日（金）14時～17時・EMGマーケティング合同会社 会議室

出席（敬称略）：橋本，山田，名古屋，保利，熊谷，中原，村田

1. 第6回委員会議事録，産衛誌掲載用文書の内容について確認
2. 午前のみ午後のみのような短時間測定の場合について：8時間TWAは，Larsen曲線を用いて推定する．
3. ばく露限界値(OEL)について：作業（ばく露）時間Tが8時間を超える場合は $8/T$ 倍する方法を基本とする．なお当委員会はOELが設定されている物質を対象にしており，OELが設定されていない物質は原則対象範囲外とする．
4. 同等ばく露グループ（SEG）設定の妥当性について：SEGは仕切りの無い同じ作業場で，同じ有害物質を用いて同一の作業をしている作業者グループである．測定によって管理区分2であった場合， σ が一定値より大きければその原因を調べ，SEGの設定が妥当か，作業内容等に差はないか，SEGの分割等が必要でないかなどを検討する．→ σ の数値について再整理し検討する．
5. 事前調査による測定の優先度の推定法，根拠などについて：事前調査での推定により測定の優先順位を下げるができる．その判断や再測定頻度については再検討する．
6. 本委員会の検討内容を外部で述べる（口頭，執筆）場合は，委員会で合意された事項ならば問題ないこととする．

以上